

出納責任者選任（異動）届

令和 年 月 日

奈良県選挙管理委員会

委員長 福井英之 様

選任者
〔氏名又は候補者届出政党の名称及び代表者の氏名〕

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の出納責任者を下記のとおり選任（異動）したので、公職選挙法第180条第3項（第182条第1項）の規定により届け出ます。

記

選挙区		奈良県第 区		
候補者氏名				
立候補届出年月日		令和 年 月 日		
出納責任者	ふりがな 氏名			
	生年月日	年 月 日 生		
	住所			
	職業			
	選任年月日	令和 年 月 日		
備考				

備 考

- 1 出納責任者は、候補者が選任しなければならない。ただし、候補者自らが出納責任者となり、候補者届出政党若しくは推薦届出者（数人あるときは、その代表者）が候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、又は推薦届出者が候補者の承諾を得て自ら出納責任者となることができる。
- 2 出納責任者を選任（異動）したときは、出納責任者を選任したもののが直ちに届け出ること。
- 3 候補者届出政党又は推薦届出者が出納責任者を選任（推薦届出者が自ら出納責任者となった場合を含む。）したときは、その選任（異動）についての候補者の承諾証明書（推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることの証明書）を添付すること。
- 4 出納責任者の解任又は辞任による異動届を提出するときは、解任又は辞任を通知する証明書（候補者届出政党又は推薦届出者が出納責任者を解任した場合は、併せてその解任についての候補者の承諾証明書）を添付すること。
- 5 選任したもの本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、選任したもの本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。